

## 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の 基準となるべき事項を定める省令の一部改正案の骨子

### 1 食品循環資源の再生利用等の実施率目標の設定

食品関連事業者は、個々の事業者ごとに、毎年度、基準となる食品循環資源の再生利用等の実施率目標を設定して計画的かつ効果的に食品循環資源の再生利用等に取り組むとともに、目標値を算出するための式を定める（別紙参照）。

### 2 食品循環資源の再生利用等の手法の優先順位

循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）に定められている循環型社会の形成についての基本原則を踏まえ、食品循環資源の再生利用等の手法の優先順位を次のとおり定める。また、このうち「再生利用」については、飼料の原材料としての利用を優先させる旨を規定する。

発生抑制

再生利用

熱回収

減量

適正処分

### 3 食品廃棄物等の発生の抑制の目標等の設定

食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生の抑制を促進するため、目標年度までに、食品廃棄物等の発生原単位（仮称。下記算定式による求められる数値をいう。）が基準値以下になるよう努めることとする。

なお、主務大臣が定める目標年度及び基準値は一律とせず、一定の事業区分ごとに、それぞれ定めることとし、具体的な事業区分等については、平成21年度から行われる定期報告の結果（平成20年度分定期報告）等を踏まえ検討する。

また、食品廃棄物等の発生の抑制を実施するに当たって講ずる措置について、調理くず、売れ残りその他の食品廃棄物等の種類ごとに定期的に発生量を計測し、その変動状況を把握するとともに、必要に応じ、売れ残りの量に関する目標など細分化した目標を定め、計画的な発生の抑制に努めることを追加する。

発生原単位の算定式（案）

$$\text{発生原単位} = \frac{\text{食品廃棄物等の発生量}}{\text{売上高、製造数量等の食品廃棄物等の発生量と密接な関係を有する数値を想定}}$$

#### 4 食品循環資源の管理、食品廃棄物等の収集・運搬及び特定肥飼料等の製造の基準

特定肥飼料等の安全性・品質の向上を図り、もって食品循環資源の再生利用等のより一層の促進を図る観点から、新たに食品循環資源の管理及び食品廃棄物等の収集運搬について基準を定めるとともに、特定肥飼料等の製造の基準について、品質確保等のための事項を追加する。具体的な内容としては、以下を想定する。

- (1) 食品循環資源と容器包装、食器、楊枝その他の異物等とを適切に分別すること。
- (2) 病原微生物等再生利用上の危害の原因となる物質の混入を防止すること。
- (3) 腐敗防止のための温度管理等の品質管理を適切に行うこと。
- (4) 食品廃棄物等の収集・運搬に当たっては、生活環境の保全上の支障が生じないよう適切な措置を講ずること。
- (5) 食品関連事業者が収集・運搬を委託するに当たっては、上記(2)~(4)の基準に従って業者を選定するとともに、不適切な収集・運搬を行わないよう必要な措置を講ずること。
- (6) 特定肥飼料等の製造に当たっては、需給状況を勘案して、農林漁業者等利用者のニーズに合った品質の特定肥飼料等の製造を行うこと。

#### 5 熱回収の基準

法改正により、食品循環資源の再生利用等の一環として熱回収が加えられるとともに、その基準を規定する省令が定められることに伴い、熱回収を行うに当たっての判断基準を定めることとする。具体的な内容としては、以下を想定する。

- (1) 適切な管理を怠ったことにより、食品循環資源が腐敗・変質し、結果的に熱回収をせざるを得なくならないよう留意すること。
- (2) 食品循環資源の性状や熱回収を行う施設の名称・所在地について、記録し、保管すること。

#### 6 情報の提供

食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況をインターネット等を通じ情報提供するよう努める旨規定する。

## 7 フランチャイズチェーンにおける再生利用等の促進

本部事業者と加盟者が結ぶ約款に食品廃棄物等の処理に関する定めがあるフランチャイズ事業を展開する事業者における食品循環資源の再生利用等の取組を促す観点から、本部及び加盟者における食品循環資源の再生利用等の促進のための留意事項について定めることとする。具体的な内容としては、以下を想定する。

- (1) 本部事業者は、加盟者の事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等について、加盟者に対し必要な指導を行い、再生利用等を促進するよう努めること。
- (2) 加盟者は、本部事業者が実施する再生利用等の促進のための措置に協力するよう努めること。

## 8 教育訓練

食品関連事業者は、その従業員に対して、食品循環資源の再生利用等に関する必要な教育訓練を行うよう努める旨規定する。

## 新たな食品循環資源の再生利用等実施率の目標について(案)

### 基本方針に規定

### 業種別に達成すべき目標値

#### 業種別再生利用等実施率目標(仮、重量ベース)

平成24年度までに、業種別に下記実施率目標を達成することを目標とする。

食品製造業 87% (81%)      食品小売業 55% (31%)  
 食品卸売業 75% (61%)      外食産業 51% (21%)      ( )内はH17年度統計実績。

目標値は、最新の統計調査結果を現行水準と捉えた上で、個々の事業者の取組が計画どおり進んだ場合に、現行水準に上乘せされ、達成される水準として設定。

数値は、事業者ごとの目標値を算出するための増加率が、以下に示す案どおり設定された場合の試算値。

基本方針に定められた目標値を達成するため、食品関連事業者は以下の措置を講じる。

### 判断基準省令に規定

### 食品関連事業者が達成すべき目標値

#### 食品関連事業者ごとの発生抑制目標

発生原単位が、主務大臣が定める業種・業態ごとの基準発生原単位を下回ること。

$$\text{発生原単位} = \frac{\text{発生量}}{\text{売上高・製造数量等}}$$

分母は、食品廃棄物等発生量と密接な関係を有する数値を想定。

#### 食品関連事業者ごとの再生利用等実施率目標(仮)

食品関連事業者の再生利用等実施率が、毎年度、食品関連事業者ごとに設定された当年度の基準実施率を上回ること。

$$\text{再生利用等実施率} = \frac{\text{当年度における発生抑制の実施量} + \text{再生利用の実施量} + \text{熱回収の実施量} \times 0.95 + \text{減量実施量}}{\text{当年度における発生抑制の実施量} + \text{発生量}}$$

熱回収については、食品廃棄物の残さ(灰分に相当)率が5%程度であり、この部分は利用できないことを考慮し、0.95を乗じる。

当年度基準実施率 = 前年度の基準実施率 + 前年度基準実施率に応じた増加率(A)

増加率(A) =	前年度の再生利用等実施率区分	増加率
	20%以上40%未満	4%
	40%以上60%未満	3%
	60%以上80%未満	2%
	80%以上	1%

平成19年度の基準実施率は、平成19年度再生利用等実施率とする。

平成19年度再生利用等実施率が20%未満の場合は、20%として基準実施率を計算する。

算式・数値については、今後の議論を踏まえ、適切に決定。

## 熱回収の再生利用等実施率への算入の方法について

熱回収については、平成19年2月の合同審議会の最終とりまとめにおいて「実施率目標と再生利用、エネルギー利用の優先順位の実施率目標にどのように反映して位置づけるべきか、今後その具体策を検討すべきである。」とされている。

食品リサイクル法の改正法案の国会審議において、再生利用等実施率のカウントの考え方として、例えば飼料化、肥料化よりも熱回収は軽くカウントするなどの差別化を考えるべきではないかとの指摘があり、政府からは、「再生利用等実施率の算出の際に再生利用と熱回収のカウントの仕方に差を付けるということにつきましては、環境省、農林水産省の合同審議会の取りまとめにおきましても検討すべき事項とされております。しかしながら、具体的な方法につきましては、これまで確立したものがございません。このため、必要に応じまして、審議会の今後御意見などをきちんと伺いまして、十分に検討してまいります」と答弁している。

このようなことを踏まえ、熱回収の優先順位が再生利用よりも後となることを明確にするため、再生利用等実施率のカウントの仕方について検討したところ、以下のとおりとすることが合理的と考えられる。

食品廃棄物を熱回収のため燃焼させた場合、燃焼後の残渣の割合は灰分の組成割合から燃焼前の重量の約5%となるが、この部分は、そもそも熱回収に貢献する組成成分ではない。また、通常、食品廃棄物はその他のものと混合焼却されることから、焼却残渣には様々な物質が含まれ、食品リサイクル法の観点から有効利用することは困難である。

一方、再生利用を見ると、飼料化、肥料化については、異物を除き、食品廃棄物全体が飼料等として有効利用され、残渣はほとんど発生しない。メタン化、油脂・油脂製品化についても、発酵残渣、発酵廃液等は、堆肥、液肥等に有効利用することができる。

また、発生抑制や減量については、発生抑制された量及び減量された量そのものがカウントされ、残渣の発生を考慮する必要はない。

以上から、熱回収の量を再生利用等実施率としてカウントする際には、熱回収に供された量をそのままカウントするのではなく、熱回収に貢献しない残渣分を控除してカウントすることが適当である。このため、熱回収の実施量については0.95を乗じて再生利用等実施率の算定を行うこととする。

(参考)

### 厨芥類の残渣の比率データ

平成18年度に日本環境衛生センターが実施した、市町村のごみ焼却施設18箇所における厨芥類の残渣の比率データの分布は以下のとおりであり、平均値で3.3%となっており、8割方、5%以内におさまっている。

